

Silmee™ Bar type Lite 計測用ソフト利用規約

本規約は、TDK 株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する Silmee™ Bar type Lite（形式名：TK010HM00。以下、「対象製品」といいます。）に関するソフトウェアの提供条件等について定めたものです。対象製品をご購入いただいたお客様は、本規約に同意することを条件として第 1 条で定義する本ソフトウェアを使用できます。本ソフトウェアがダウンロード、インストール又は使用された場合、そのいずれか早い時点で本規約の全条項についてのお客様の同意がいただけたものとし、その時点から本規約が適用されるものとします。

•第 1 条 定義

1.「本ソフトウェア」とは、当社が提供する対象製品に含まれる Silmee™ Bar type Lite 計測用ソフト及び付属文書一式をいいます。

2.「本契約」とは、本規約に基づきお客様が当社との間で締結する本ソフトウェアの利用に関する契約をいいます。

•第 2 条 本ソフトウェアの目的

本ソフトウェアは、当社が別に指定する Windows PC（以下、「対象端末」といいます。）にインストールされ、対象製品本体と通信して心電位、脈波、皮膚温、加速度、心拍間隔、脈波間隔、体動量及び姿勢の計測条件を設定すること、対象製品本体から対象端末へ計測データをリアルタイムに転送し表示・保存すること、対象製品本体から対象端末へ対象製品本体内に蓄積した計測データを転送し保存すること、心拍間隔、脈波間隔体動量及び姿勢を入力し一晩分の自律神経活性度を一括で解析し表示すること、並びに対象製品本体のデータ消去を行うことを主な目的としています。

•第 3 条 著作権の帰属

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社に帰属します。

当社は、本ソフトウェアをお客様に提供し、使用を許諾する権利を有しています。本契約によるお客様への本ソフトウェアの使用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

•第 4 条 使用許諾

当社は、対象製品をご購入いただき、かつ、本規約に同意いただいたお客様に対して、日本国内において、第 2 条に定める目的のため、本ソフトウェアを本契約に従いお客様の対象製品上においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

•第5条 利用環境の整備

1.本ソフトウェアは、対象端末によりご利用いただく必要があります。

2.対象端末は、お客様の責任と費用において準備するものとし、当社は、対象端末の不具合等による本ソフトウェアの利用障害については、一切のサポートを行いません。

•第6条 契約の成立、変更及び終了

1.お客様が、本ソフトウェアをダウンロード、インストール又は使用したいいずれか早い時点をもって、本契約は成立し、効力を生じるものとします。

2.当社は、お客様に事前に通知することなく、またお客様の同意を得ることなく、本規約の変更により本契約を変更することができます。この場合、当社は、本規約及び本契約の変更の旨を、当社所定のウェブページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、お客様に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知開始の時をもって本規約は変更されるものとします。また、このように本規約の変更の効力が生じた後にお客様が本ソフトウェアを使用したことをもって、変更後の本規約にご同意いただいたものとみなし、本契約の変更が有効に行われたものとします。

3.本ソフトウェアのお客様に対する提供開始後6ヶ月以降は、当社は、30日前までの第7条に定める通知をもって、お客様の同意を得ることなく本契約を終了することができるものとします。

4.お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、当社は自己の判断に基づき本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとします。

5.本契約が終了した場合、お客様はいかなる理由においても本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアの使用をただちに中止するとともに、当社の指示に従い、お客様の占有又は管理下にある全ての本ソフトウェアを速やかに破棄し、又は消去等を行うものとします。

6.お客様は、いかなる理由によるものであれ、本契約の終了に起因して当社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを請求することはできません。

7.本規約第8条乃至第11条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

•第7条 通知方法

1.本ソフトウェアに関する当社からお客様に対する通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社所定のウェブページへの掲載又はご購入時にお客様から提供いただいた電子メールアドレスへの電子メール送信その他当社が適当であると判断する方法により行います。

2.通知は、次の時点でお客様に対し到達したものとみなします。

(1)ウェブページへの掲載による場合 お客様が所定のウェブページにアクセスすればウェブページに掲載された情報が閲覧可能となった時点（お客様が実際に閲覧されたかを

問いません。)

(2)電子メールによる送信の場合 お客様から提供いただいた電子メールアドレスの電子メールサーバに記録された時点

•第8条 遵守事項

1.お客様は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

(1)第2条に定める目的以外に本ソフトウェアを使用する行為並びに本ソフトウェアの一部のみをインストール若しくは使用する行為

(2)本ソフトウェアを翻案、改変し、又はリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読取可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為。

(3)本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写する行為。

(4)本ソフトウェアの全部又は一部を、有償、無償を問わず 第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾、その他の処分をする行為。

2.お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権等の知的財産権その他第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、お客様による本ソフトウェアの本規約に違反する使用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害した又は侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、お客様自身の責任においてこれを解決するものとし、ます。

3.お客様は、本ソフトウェアを非商業的な目的で実証実験、評価又は研究を行う目的に限り使用することができるものとし、診断・治療目的、営利目的のために使用又は利用することはできません。

4.本ソフトウェアは、日本国内専用です。お客様は、本ソフトウェア及び本ソフトウェアに使用されている技術を、原則日本国外に持ち出してはいけません。仮に、日本国外への持出、輸出を行う場合は、お客様の責任で適用される日本、米国その他の国の輸出管理規則その他法令を確認し、遵守することに合意するものとし、ます。お客様は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客様自身の責任でこれを解決するものとし、ます。

•第9条 責任制限

1.当社は、本ソフトウェアに瑕疵が発見された場合、第7条に定める方法により、お客様に対し瑕疵のある旨を通知するとともに、瑕疵のない本ソフトウェアを提供するか当該ソフトウェアの瑕疵を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、また、本ソフトウェアの瑕疵に起因してお客様が被った直接的又は間接的損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含む。）及び第三者が被った損害については、当社に故意・重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。但し、信義則上免責が相当でない場合は、この限りではありません。

2.当社は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとし、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本ソフトウェアが正確に動作すること、本ソフトウェアがお客様にとって有用であること及び本ソフトウェアがお客様における特定の目的に適合していることを一切保証せず、本ソフトウェアの使用又は使用不能から生じる対象製品の故障又は損傷、情報の消失等、お客様その他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的又は間接的に被ったいかなる損害についても責任を負いません。

•第 10 条 損害賠償

1.当社は、本ソフトウェアに起因して発生したお客様の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、通常生じる範囲内の損害の賠償に限り責任を負い、その他の特別損害については責任を負わないものとします。

2.当社は、下記各号記載の事項については一切の責任を負わないものとし、お客様が自己の責任で解決するものとします。

(1)お客様が本契約の条項に違反した結果、お客様及び第三者に生じた損害

(2)本ソフトウェアを通じて提供される情報の消失により生じたお客様の損害

3.お客様が本契約の条項に違反した場合には、第 6 条第 4 項に基づき本契約を解除するとともに、これにより当社が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。

4.前項により本契約が解除された場合には、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに中止するものとします。

•第 11 条 その他

1.お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転させることはできません。

2.本規約及び本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本規約及び本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

3.仮に本規約又は本契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は、法令で有効と認められる範囲で、また他の条項は何ら変更されることなく引き続き有効に存続するものとします。

以上

作成日：2017 年 11 月 10 日